

市立長浜病院職員を募集します

職種	採用予定人員	受験資格	試験日	募集期間
視能訓練士	1人	昭和61年4月2日以降に生まれ、視能訓練士法（昭和46年法律第64号）による視能訓練士の免許を有する人（平成24年7月末日までに免許を取得できる見込みの人を含む。）で、長浜市内または近接地に居住できる人	9月3日(土)	7月1日(金) ～ 8月26日(金)
臨床検査技師	1人	昭和61年4月2日以降に生まれ、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師の免許を有する人（平成24年7月末日までに免許を取得できる見込みの人を含む。）で、長浜市内または近接地に居住でき、夜間等の緊急呼び出しに容易に応じられる人	10月8日(土)	7月1日(金) ～ 9月30日(金)
管理栄養士	1人	昭和61年4月2日以降に生まれ、栄養士法（昭和22年法律第245号）による管理栄養士の免許を有する人（平成24年7月末日までに免許を取得できる見込みの人を含む。）で、長浜市内または近接地に居住でき、交替勤務（早出・遅出）に容易に応じられる人		

問 長浜病院総務課
〒526-8580 滋賀県長浜市大戌亥町313番地
市立長浜病院事務局総務課内 長浜市職員選考委員会〈直通〉☎68-2324

受験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に職種を明記のうえ『受験申込書請求』と朱書きし、返信用封筒（80円切手を貼って宛名を明記したもの）を同封してください。
※受験申込書は申込受付の開始日より配布します。

ひきこもり家族交流会

身内にひきこもりの人のかかえて悩んでおられるご家族の交流会を開催します。同じ悩みをもつ家族ならではの集いに参加しませんか？

【とき】8月26日(金)、10月27日(木)、12月22日(木)、平成24年2月23日(木)

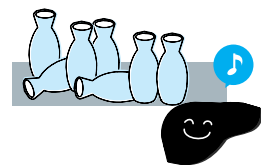
各回13時30分～15時30分

【ところ】長浜保健所（平方町）2階会議室

問 長浜保健所 担当：藤岡 ☎65-6662

【参加費】無料

アルコールの害に関する相談会



アルコール（酒）の害にお悩みの人、またその家族などを対象に、アルコール（酒）についての相談会を実施しています。

【とき】偶数月の第4火曜日 14時～15時 【ところ】長浜保健所（平方町）

※予約制ですので、必ず下記まで電話で申し込みください。

問 長浜保健所 アルコール相談担当 ☎65-6662

家族介護教室

家族の介護に不安をお持ちなら、「福祉用具の活用や住宅改修の事例紹介」を学んでみませんか？相談・質問もお受け致します。また「心も体も軽くなるリラクゼーション」を一緒に体験しましょう。

【とき】8月2日(火) 13時30分～15時

【ところ】NPO法人U-bi（東主計町165番地）

【対象】介護をしている人、介護に関心がある人 【参加費】無料

問 NPO法人 U-bi ☎74-4777



～地域の課題を宝にかえる～

地域づくりリーダー養成塾 受講生募集!!

地域のために何か活動したい人、またすでに活動をされている人、地域づくりのためのヒントや取り組み方について、同じ思いをもった人々と一緒に気軽に学んでみませんか。
ぜひ、多くの皆さんの参加をお待ちしております。

日時	内容	講師
8月18日(木)	開講式 講義「長浜市がめざす地域づくりについて」 講演「今なぜ地域づくりなのか」	市民自治振興課 滋賀県立大学准教授 近藤 隆二郎氏
9月1日(木)	講演「地域づくりに向けての取り組み方」	滋賀県立大学准教授 近藤 隆二郎氏
9月8日(木)	事例研究 「東近江市のまちづくり協議会の活動について」	東近江市能登川地区 まちづくり協議会会員
9月22日(木)	事例研究 「地域づくり活動における相談内容や地域でできる活動紹介」	たかしま市民協働交流センター職員

【とき】各回19時30分～21時

【ところ】高月支所（高月町渡岸寺）

【対象】地域づくり活動に興味・意欲のある人

【受講料】無料

【定員】50人

【申込方法】8月12日(金)までに電話、FAX、またはEメールで下記まで。



問 市民自治振興課 ☎65-8722、FAX64-0396 Eメールjichishinkou@city.nagahama.lg.jp

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

市では、市民の皆さんに市政に対する理解と信頼を深めていただくため、情報公開条例と個人情報保護条例を制定し、市が保有する公文書を皆さんの請求に応じて公開しています。

昨年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）の情報公開条例と個人情報保護条例の運用状況は右のとおりです。

また、市議会の議案書や議事録、統計書などの行政資料を皆さんにご覧いただけるよう、市役所本館の1階に市政情報コーナーを設けていますのでご利用ください。

問 総務課 ☎65-6503

平成22年度 情報公開条例の運用状況

- ①公文書の公開請求の件数 69件
 - ②公文書の公開請求に関する決定状況
公開 29件 部分公開 30件 非公開 10件
不存在 10件 取下げ 4件
 - ③不服申立ての件数 1件
 - ④市政情報コーナーのコンピュータ機の利用枚数 5,195枚
- 平成22年度 個人情報保護条例の運用状況
- ①個人情報の開示請求等の件数 33件
 - ②個人情報の開示請求等に関する決定状況
開示 29件 部分開示 0件
不訂正 0件 不開示 3件 取下げ 2件
 - ③不服申立ての件数 0件

※請求の対象が複数の所属にまたがる場合等、一つの請求に対し複数の決定を行ったものがあるため請求件数と決定件数の合計とは一致しません。

消費生活相談コーナー

商品券が使えなくなるってホント？

平成22年4月に「資金決済法」が施行され、使えなくなる商品券やギフト券が増えていきます。しかし、すべての商品券が使えなくなるわけではありません。
*また、利用終了となった商品券も、60日以上の払戻申出期間が設けられます。この期間内に申し出るようにしましょう。

*払戻申出期間を過ぎてしまった場合も、すぐに廃棄せず、まずは発行者に問合せみてください。
*金融庁等のホームページで、使えなくなる商品券や払戻期間・連絡先等が確認できます。

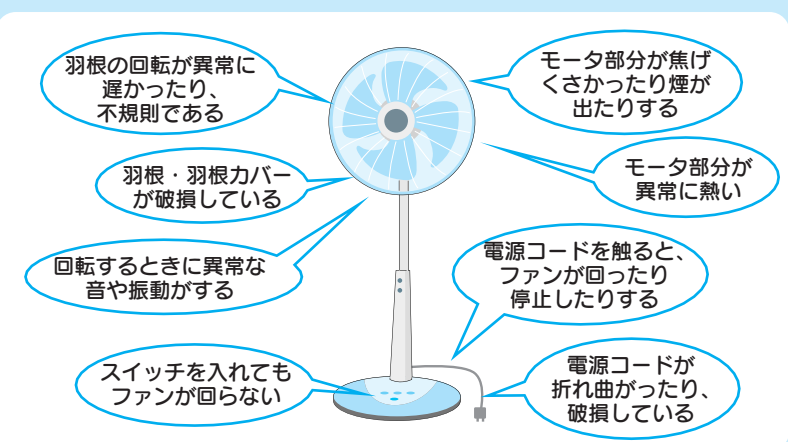
金融庁
http://www.fsa.go.jp/policy/prepaid/
国民生活センター
http://www.kokusen.go.jp/recall/
http://www.kokusen.go.jp/recall/
bunru/syuhinken.html
金融庁「金融サービス利用者相談室」
☎0570-016811

扇風機の発煙・発火などに注意!

無理のない範囲でエアコンを消して、扇風機を使えば、節電に効果的とあって、今年の夏は扇風機を利用する機会が増えそうです。

一方で扇風機が突然発火した、焦げくさいにおいがして、触れると熱かったなどという危険な事例が報告されています。

長年使用している扇風機は、熱、湿気、ホコリなどの影響により、内部部品が劣化し、発煙・発火しやすくなっているおそれがあります。扇風機の使用にあたり、機器に異常がないか、次の項目を確認しましょう。



1つでも該当する場合は、すぐに使用を中止し、電源プラグを抜いて、メーカーや販売店などに連絡するか、適切に廃棄するようお願いいたします。
扇風機を安全に使用し、節電しながら、暑い夏を乗り切りましょう!

問 環境保全課消費生活相談窓口 ☎65-6567